

答 申

1 審査会の結論

諮問第102号案件「平成27年度から平成29年度までのセクシュアル・ハラスメント及びパワーハラスメントに関する職員相談並びにハラスメント苦情・相談の記録」について、非開示とした決定は妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件の審査請求は、平成30年6月22日付けで世田谷区長に対し、審査請求書が提出され、同日に受理された。

趣旨は、世田谷区情報公開条例（平成13年3月世田谷区条例第6号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「平成27年度から平成29年度までのセクシュアル・ハラスメント及びパワーハラスメントに関する職員相談並びにハラスメント苦情・相談の記録」の行政情報開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、世田谷区長が平成30年6月1日付けで行った非開示決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び反論書によって主張している審査請求の主な理由は、次のとおりに要約される。

ア 職員の氏名など個人の特定に繋がる情報を非開示にすることに対しては争わない。しかし、世田谷区（以下「区」という。）の職員がどのようなセクハラ、パワハラをし、それらに対し区が組織としてどのような対応をしているかについては、条例で定めるところの「区民の知る権利」の対象であり、これを開示することは、「区が区政に関し区民に説明する責務」である。

イ 区の人事課長から情報提供を受けた資料には、平成27年度から平成29年度まで「職員相談」及び「ハラスメント苦情・相談担当」への相談が複数回あったことがわかる。一方で、当該期間の「世田谷区分限懲戒審査委員会」では、セクハラやパワハラについての案件は取り扱われていない。この事実からも公正な区政運営が行われているかを確認したく、適切な情報開示を求める。

ウ 平成30年6月に狛江市長がセクハラ問題で辞任したが、この問題の発端となったのは、狛江市議が狛江市条例に基づき情報公開請求し、狛江市が公開した文書のうち、加害者とされる人物の記載部分は非開示であったが、セクハラの中身がわかる部分については開示され、これが市長の辞任や狛江市におけるセクハラの再発防止に繋がった。この問題が明らかになってから狛江市長が辞任するまでの間、複数の被害者が実名で狛江市長に抗議文を突きつけるということも起こっている。このことから、個人を特定することが

できない事実関係の開示が、被害者の権利侵害とならないことは明白である。

3 審査請求に対する実施機関の説明

処分庁である実施機関（以下単に「実施機関」という。）は、非開示とした本件審査請求に係る部分につき、対象文書の一部が文書不存在、残りの部分が条例第7条第2号（個人情報）及び第6号（行政運営情報）の情報に該当するとして本件処分をした。実施機関が、本件処分について、弁明書及び口頭による説明で主張している内容は、次のとおりに要約される。

- (1) 本件対象文書には、職員の氏名、性別、生年月日、所属等の個人を識別することができる情報が含まれており、これらは職員の個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであるため、条例第7条第2号（個人に関する情報）により非開示とした。

審査請求人は、これらの個人の特定に繋がる部分は配慮した上で、事実関係がわかる部分については開示すべきと主張する。

この点について、審査請求人が開示を主張する部分には、相談者の率直な心情や経緯等、相談者が通常人に知られたいと望むセンシティブな情報が含まれている。これらの情報は、セクシュアル・ハラスメント等という性質から、相談者の名誉や心情等、個人の人格に配慮する必要性が非常に高く、たとえ個人を特定することができないよう事実関係のみを一部開示したとしても、公にすることにより、なお職員個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第7条第2号（個人に関する情報）を理由に非開示とした。

- (2) 本件対象文書は、実施機関が秘密厳守により行った職員個人から個別に聴き取ったセクシュアル・ハラスメント等の被害申出の内容、加害者とされる者の問題とされる行動、同僚・上司等への相談の有無、対応経過等をありのままに記載した相談記録である。

この相談については、職員が安心して相談することができるようにするため、「職場におけるセクシュアル・ハラスメントに関する基本方針」、「職場におけるパワー・ハラスメントに関する基本方針」等により、相談の秘密厳守による相談者のプライバシー保護や、相談者が相談することにより不利益な取扱いを受けない等の職員への周知徹底を行っている。また、扱う職員個人の相談内容がセンシティブな内容であることから、問題の解決に向けては、相談者から適宜了解を取りながら、慎重に進めているのが実態である。

これらの情報を開示することは、実施機関として、相談窓口の信頼を失い、職員から区の相談事業に対する不信感を生むおそれがある。その結果として、実施機関は相談記録の内容が開示されることを前提として相談事業を行わなければならない、正確な事実を把握することが困難となるおそれがある。また、相談者や関係者が自己の供述内容等が開示されることを憂慮し、相談や証言をすることを止めたり、また、相談や証言をする場合でも、事実を率直にありのままに述べることに消極的になるおそれがある。

よって、セクシュアル・ハラスメント等の対策に整備されるべき重要な相談事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第6号（行政運営情報）を理由に非開示とした。

以上のことから、本件処分は、条例に基づき適正に行われており、本件処分には違法又は不当な点はなく、審査請求人の主張に理由はないから、本件審査請求は棄却されるべきである。

4 審査会の判断

審査会は、審査請求人及び実施機関の主張を検討した結果、以下のように判断する。

(1) 本件請求対象文書について

本件請求対象文書は、「平成27年度から平成29年度までのセクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメントに関する職員相談並びにハラスメント苦情・相談の記録」である。そのうち、「平成27年度のハラスメント苦情・相談の記録」及び「平成28年度のセクシュアル・ハラスメントに関する職員相談の記録」については、文書不存在として本件処分を行っているが、審査請求書及び反論書において、審査請求人は、文書不存在については争っていない。

したがって、本件審査請求対象文書は、「平成27年度及び平成29年度のセクシュアル・ハラスメント並びに平成27年度から平成29年度までのパワー・ハラスメントに関する職員相談並びに平成28年度及び平成29年度のハラスメント苦情・相談の記録」と認められる。

(2) 条例第7条第2号の該当性について

条例第7条第2号において、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。

本件対象文書を当審査会が見分したところ、本件対象文書には、職員の氏名、性別、生年月日、所属等の個人を識別することができる情報が一部存在することが認められた。この情報は、特定の個人を識別することができる情報であり、同号に該当すると判断した実施機関の説明には理由があると認められ、非開示とすべきものと判断する。

なお、審査請求人は、審査請求書及び反論書において、これらの個人の特定に繋がる部分は配慮した上で、事実関係がわかる部分については開示すべきと主張している。

しかし、審査請求人が開示を主張する部分には、相談者の率直な心情や経緯等、相談者が通常人に知られたくないと望むセンシティブな情報が含まれており、これらの情報は、セクシュアル・ハラスメント等という性質から、相談者の名誉や心情等、個人の人格に配慮する必要性が非常に高く、たとえ個人を特定することができないよう事実関係のみを一部開示したとしても、公にすることにより、なお職員個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められるため、非開示とすべきものと判断する。なお、審査請求人が指摘する他自治体の例については、当審査会が評価、判断するものではない。

したがって、本件対象文書の一部が条例第7条第2号に該当するとして本件処分を行ったことは、適法である。

(3) 条例第7条第6号の該当性について

条例第7条第6号において、「実施機関が行う事務又は事業に関する情報であつて公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。

本件対象文書を当審査会が見分したところ、本件対象文書は、実施機関が秘密厳守により行った職員個人から個別に聴き取ったセクシュアル・ハラスメント等の被害申出の内容、加害者とされる者の問題とされる行動、同僚・上司等への相談の有無、対応経過等をありのままに記載した相談記録であると認められた。

この相談については、職員が安心して相談することができるようにするため、実施機関が「職場におけるセクシュアル・ハラスメントに関する基本方針」、「職場におけるパワー・ハラスメントに関する基本方針」等により、相談の秘密厳守による相談者のプライバシー保護や、相談者が相談することにより不利益な取扱いを受けない等の職員への周知徹底を行っている。また、扱う職員個人の相談内容がセンシティブな内容であることから、問題の解決に向けては、相談者から適宜了解を取りながら、慎重に進めているのが実態である。

したがって、これらの情報を開示することは、実施機関として、相談窓口の信頼を失い、秘密厳守を信じて相談した職員から区の相談事業に対する不信感を生むおそれがあり、その結果として、実施機関は相談記録の内容が開示されることを前提として相談事業を行わなければならない、正確な事実を把握することが困難となるおそれがあると認められる。また、相談者や関係者が自己の供述内容等が開示されることを憂慮し、相談や証言をすることを止めたり、また、相談や証言をする場合でも、事実を率直にありのままに述べることに消極的になるおそれがあると認められる。

以上のことから、セクシュアル・ハラスメント等の対策に整備されるべき重要な相談事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、非開示とすべきものと判断する。

したがって、本件対象文書の一部が条例第7条第6号に該当するとして本件処分を行ったことは、適法である。

よって、「1 審査会の結論」のように判断する。

5 付言

本件対象文書は、相談員によっては手書きで相談記録を記載しているものや、相談員のメモや相談員と相談者とのメールのやり取りの写しをそのまま相談記録として扱っているもの等があり、相談記録の様式が統一されていない。そのため、開示非開示の切り分けができず、部分的に開示することが困難である。今後、相談記録の様式が統一され、開示非開示の切り分けが容易にできるようになった場合には、相談者個人の特定に繋がらないようにすることが前提ではあるが、一部開示となる場合もあると思料する。

また、相談記録の保存・管理のルールが明確にされていないことから、相談案件が終了したものについては廃棄されているものがあり、公文書の管理の視点から見ると一部ずさんな扱いであるといわざるをえない。

今後、実施機関においては、原則として各相談員によって記録の取り方を異にする

ことのないよう相談記録の書式を統一されるとともに、公文書の管理を徹底されたい。

6 審査会の経過

日 付	審 議 経 過
平成30年9月6日	審査庁（世田谷区長）から諮問を受けた。 （諮問第102号）
平成30年11月8日	（平成30年度第7回審査会） ・事務局から経過概要の説明を受けた。
平成30年12月10日	（平成30年度第9回審査会） ・実施機関から説明を受けた。 ・諮問事項を審査した。
平成31年1月10日	（平成30年度第10回審査会） ・諮問事項を審査した。
令和元年7月16日	（令和元年度第4回審査会） ・引き続き諮問事項を審査した。
令和元年9月9日	審査庁（世田谷区長）に答申した。